

【委員会記録—令和3年10月15日—20211015—03—議員定数等検討委員会】

開催日 令和3年10月15日（金）  
開催場所 議会中会議室  
開催時間 11時30分～11時45分  
出席議員 11人のうち11人出席  
桐生委員長、斉藤副委員長  
藤代、山本、芥川、栄居、米村、藤井、相原、大山、近藤の各委員

1 開会

2 議事

次の議題について協議した。

議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議について

（桐生委員長）

ただ今から、議員定数等検討委員会を開会いたします。

今回は、当委員会では協議を進めるに当たって、過去の検討の経緯も十分尊重しながら、基本となる考え方を整理していく必要があるとして、「論点整理メモ」をお示しさせていただき、各党派お持ち帰りの上、本日の委員会で御意見をいただくようお願いしたところであります。

それでは、論点1から論点8まで、8つの論点がございしますが、それぞれの論点につきまして、各党派の御意見を順次御発言願います。

まず、自民党さん。

（藤代委員）

まず、論点1でございしますが、我が会派の考え方としては、県全体の人口動態を俯瞰した上での検討が必要であると考えております。こちらは前回も同様な検討が行われているということですので、今回も同様であると考えております。

次に、論点2であります。引き続き常任委員会中心主義を尊重し、総定数を算出すべきと考えております。

論点3であります。憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き求めていくべきと考えております。

論点4の周知期間であります。1年程度の周知期間を設ける必要があると考えております。

論点5であります。定数は105人とするべきと考えております。

論点6の、地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行う方針でよいかとございしますが、この方針でよいと考えております。

論点7につきましては、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する方針でよいかということでもありますけれども、この方針でよいと考えております。

論点8につきましても、公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針でよ

いと考えております。  
以上です。

**(桐生委員長)**

続きまして、立民さん。

**(米村委員)**

立憲民主党・民権クラブの考え方を申し述べさせていただきます。

論点1でございますが、今回は、県全体の人口動態を俯瞰した上での検討が必要であるという考え方により、平成27年国勢調査の結果、県人口が微増傾向にあることを踏まえて検討を行いました。今回も引き続き、県全体の人口動態を俯瞰した上で検討を行うべきと考えております。

論点2でございますが、常任委員会中心主義についての考え方です。本県においては、議案等の審査において、広範かつ専門的な視点から審議を行うという意味においても、常任委員会が大きな役割を果たしてきたと認識しております。昨今の新型コロナウイルス感染症への対応や、頻発する自然災害への対応など、県政を取り巻く諸課題に的確に対応していくためにも、今後もこの常任委員会中心主義を尊重していくべきと考えます。よって、総定数については、常任委員会数及び各委員会に配当されるべき委員数を基礎として算出すべきと考えます。

次に、論点3、選挙区の考え方としまして、地域代表的性格を支える選挙区のあり方についてですが、本県は、横浜市、川崎市、相模原市という、3つの指定都市が存在するとともに、日本有数の観光地も複数抱え、広大な山林を始めとした多彩な風土や背景を持つ地域があるという本県の特性を踏まえ、投票価値の平等と公職選挙法の規定に配慮しつつ、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を、今後も引き続き追求していくべきと考えております。

次に、論点4の周知期間についてですが、1年程度の周知期間を設けるべきと考えます。

論点5の総定数について、でございます。先ほど申し述べました論点1及び論点2に基づき、県人口が微増傾向にある中において、県政を取り巻く諸課題に、議員、また議会が、迅速かつ適切に対応していくことを考慮すると、総定数については、現状維持が妥当なのではないかと考えております。

次に、選挙区、各選挙区の定数に係る検討方針に関し、選挙区についての論点6でございますが、これにつきましては、論点3でも述べましたが、公職選挙法の規定や、憲法の要請する投票価値の平等に配慮しつつ、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を引き続き追求していくべきであり、現行選挙区の維持を前提に、法令の規定上、必要な見直しを行っていくべきと考えます。

次に、論点7の、選挙区の人口が、議員一人当たりの人口の半数を下回った場合の合区先については、歴史的経緯、住民の生活や経済活動の現在の実態、県出先機関の設置状況や、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討していくべきと考えます。

論点8、最後でございますが、各選挙区において選挙すべき議員の数については、現在、人口の少ない選挙区が、人口の多い選挙区よりも定数が多く配分されるといった、いわゆる逆転現象が解消されていることも鑑み、公職選挙法の原則どおり、人口に比例する方針でよいと考えます。

以上です。

**(桐生委員長)**

続きまして、公明さん。

**(藤井委員)**

委員長から出していただいたこの論点の1から8まで、このとおりで、公明党としては大丈夫ということで、進めていただければと思います。

**(桐生委員長)**

続きまして、県政さん。

**(相原委員)**

まず、論点1と論点5が一体です。「総定数」となっていますが、これは条例どおり「定数」という記載がいいのかなと思います。その上で、国勢調査、住民基本台帳人口の推定人口とも、このまま行くと微増という形になるでしょうから、確定値は確認しなくてはいけないでしょうけど、速報値から大きな変動はないと思われますので、現状維持ということでよろしいのかなと思います。なお、全体の定数を考えるときには、この論点にプラスして、県民の意向、若しくは県民の御意思というのを加えるべきだと思います。私ども県政会としては、現在、県民の皆さんから、定数を大きく増やせ、若しくは大きく減らせという声は届いていないので、県民の意向の尊重という意味でも、現定数の維持ということが問題なく行われるべきと考えるところです。

次に、論点3、6、7、8、この4つの論点については、憲法精神並びに公職選挙法の規定に代わる根拠はどこにもありませんので、当然尊重するということが、当たり前の話として、当然の話として受け止めて、今後、細かな作業をすればよろしいのかなと思います。

次に、論点2ですが、これは論点とされていますけれども、ある意味では尊重事項という考え方でよろしいのかと思います。これをあまり前面に出しますと、常任委員会の数が変わった場合、若しくは一常任委員会当たりの委員の数が変わる場合には定数まで変動するのかと、ここの変動関係が法令上の関係とは違うのではないかと思いますので、常任委員会中心主義は、これ自体はそのとおりではあるのですが、定数と100パーセント連動させると無理が生じる可能性があるため、ここは重要な尊重事項という風に考えるべきだと思います。

論点4の周知期間ですが、周知期間に関しては法令上の規定は一切ありませんけれども、なるべく早く決定をして、県民の皆様にお伝えをするというのは、議会としての使命でもあろうかと思いますが、1年程度、できるならばもっと早くてもいいかと思いますが、当然、周知期間については十二分にとっていこうという考えでございます。

以上、県政会としての基本的な考えをお伝えします。ありがとうございます。

**(桐生委員長)**

続きまして、共産さん。

**(大山委員)**

共産党として、論点整理メモに従い意見を述べます。

総定数について、論点1ですが、令和2年国勢調査結果で微増したことへの対応についてです。本来的には増加分を定数に反映すべきと考えますが、微増ということで、他

の要因を含めて考慮すれば、定数増には至らないという判断になるかと思えます。

論点2、常任委員会中心主義を尊重し、常任委員会や各委員会に反映すべき委員数を基礎として定数を算出すべきか、という点については、そのように算出すべきと考えます。

次に、選挙区の考え方について、論点3ですが、憲法が要求する投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、幅広い地域代表を選出することが可能な選挙区のあり方を追求していくべきか、という点については、そのとおりだと考えます。

論点4、選挙区変更の周知期間については、1年程度が妥当だと考えます。

総定数について、論点5、総定数は論点2の考え方に立脚し、現状では105人が妥当だと考えます。

選挙区や各選挙区の定数に係る検討方針についてですが、論点6、地域代表的性格も有する現行選挙区の区域を維持することを前提に、法令の規定上、必要な見直しを行う方針でよいか、という点については、憲法の法の下での平等の精神に則り、投票価値の平等と公職選挙法の規定を遵守しながら、一票の較差を解消するという基本は踏まえらるべきと考えます。

論点7、選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数を下回った場合の合区先については、歴史的経緯や住民の生活実態、県出先機関の設置状況、広域連携の取組等を総合的に考慮して検討する方針でよいと考えます。

論点8、公職選挙法の原則どおり、人口に比例して配分する方針でよいと考えます。以上です。

#### **(桐生委員長)**

民主さん。

#### **(近藤委員)**

まず、論点の抽出の仕方としては、異論はありません。

その上で、まず、総定数の考え方、論点1と論点5は同じことだと思えますが、確定値が出揃い次第、県全体の人口動態を俯瞰した上で、検討していくべきだと考えます。

論点2はこのとおりでいいかと思えます。

次に、論点3、6、8は密接に関わっていますけれども、憲法と公職選挙法の規定の遵守は当然ではありますが、他方、「幅広い地域代表」と言ったときに、内容は否定しないのですが、色々な考え方があると考えております。申し上げたいことは、「幅広い地域代表」の選出の仕方について、様々な観点から議論を進めてはどうかと考えます。

周知期間については、やはり1年程度は必要であろうという考えであります。

飛びまして、論点7であります。強制合区となれば、この考え方に立脚すべきであろうと考えております。

私からは以上です。

#### **(桐生委員長)**

各会派から御意見をいただきましたが、いただいた御意見は、今後、選挙区と各選挙区の定数を具体的に検討していく段階で議論を深めることが可能とも思われましたが、各会派いかがでしょうか。

(異議なし)

**(桐生委員長)**

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、委員会として意見の一致を見ましたので、本日御協議いただいた内容により、「定数等に係る基本的な考え方」及び「選挙区、各選挙区の定数に係る検討方針」を決定したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**(桐生委員長)**

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「総定数」につきましては、各会派から御意見をいただきましたが、この点につきましては、11月に予定されている国勢調査の確定値の発表後に、改めて協議、決定したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**(桐生委員長)**

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日決定した内容につきましては、正副委員長において整理し、次回の委員会でお示ししたいと考えますが、記載については御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**(桐生委員長)**

それでは、そのようにさせていただきます。

本日、予定しておりました協議事項は以上でございますが、この際、何かございましたらどうぞ。

(特になし)

**(桐生委員長)**

次回の開催日程につきましては、後日、各委員へ御連絡申し上げます。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

誠に御苦勞様でした。

以 上